

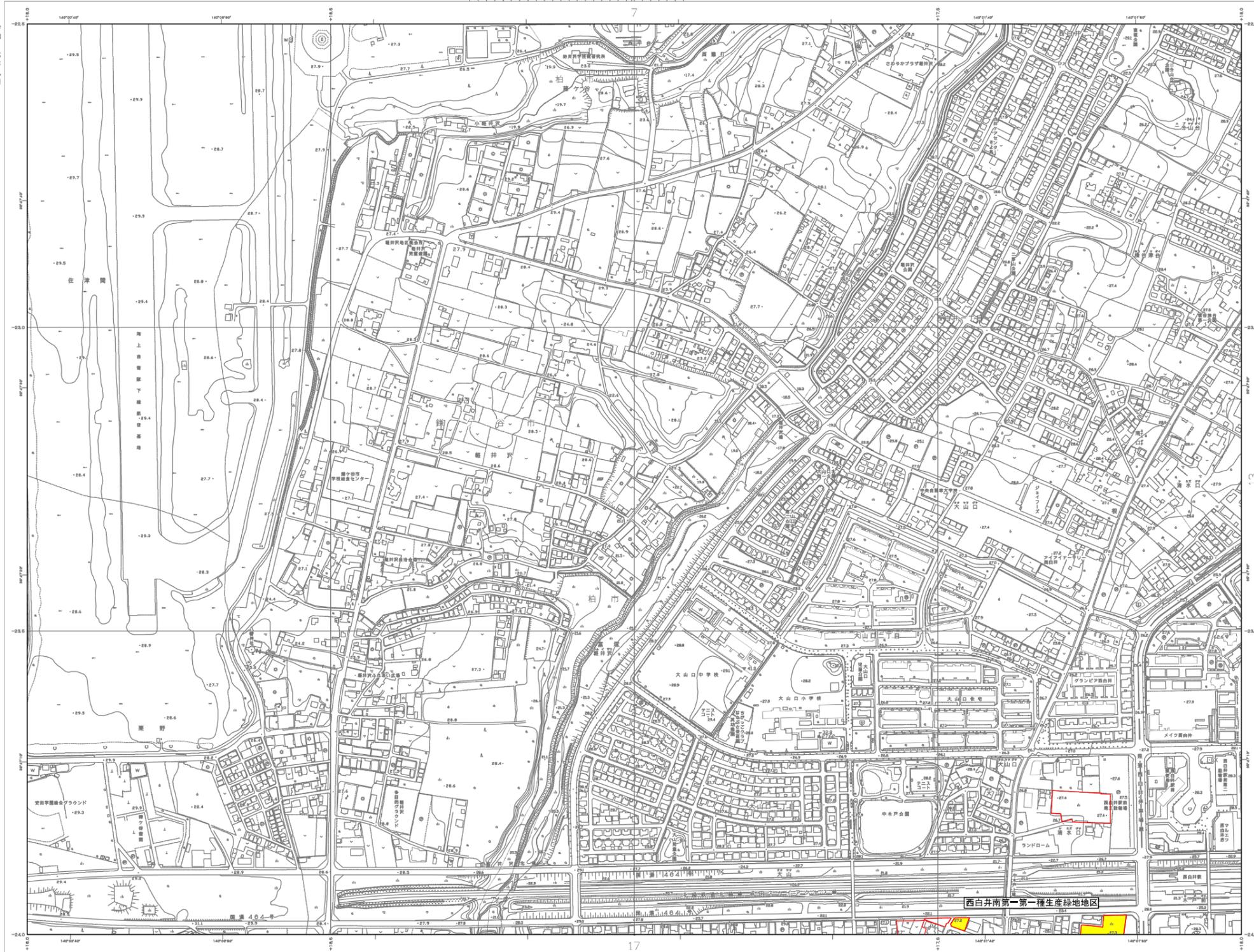
白井市都市計画基本図 12

1:2,500
12 (IX-KE 74-3)

凡例

- 既定区域 (Red outline)
- 廃止する区域 (Yellow fill)

令和七年九月



12 (IX-KE 74-3)



記号

△ 37.2	三角点	△ 37.2	三角点
● 12.04	水準点	● 12.04	水準点
▲ 42.3	多角点	▲ 42.3	多角点
▽ 35.6	三角点	▽ 35.6	三角点
○ 25.79	三角点	○ 25.79	三角点
○ 46.6	三角点	○ 46.6	三角点
○ 25.6	三角点	○ 25.6	三角点
○ 18.7	三角点	○ 18.7	三角点

—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路

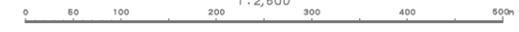
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路



本図は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第IX区画系統図に準じて作成されたものである。図面に示してある種別面積は10秒未満の面積は実測の平均海抜、等高線の間隔は2メートル、☆印は真北方向を示す、千分誤差は水準点の基準日は平成25年1月1日

1. (1)平成22年12月第1回 情報コース(08,09) (再編制による)
- (2)第1回都市計画審議会第1回定例会
- (3)第2回都市計画審議会第1回定例会
2. 平成25年10月第1回第1回
3. 平成25年12月第1回
4. 平成26年7月第1回
5. 令和元年12月第1回
6. 令和2年7月第1回
7. 令和4年12月第1回
8. 令和6年7月第1回

平面図内測量データ、管理情報系 (JGD2011) による



この図面は、国土交通省の告示を受けて作成されたものである。(告示番号) 国土交通省告示第9号
この図面は、国土交通省の告示を受けて作成されたものである。(告示番号) 国土交通省告示第9号
この図面は、国土交通省の告示を受けて作成されたものである。(告示番号) 国土交通省告示第9号

計画機関 白井市
作業機関 株式会社バスコ

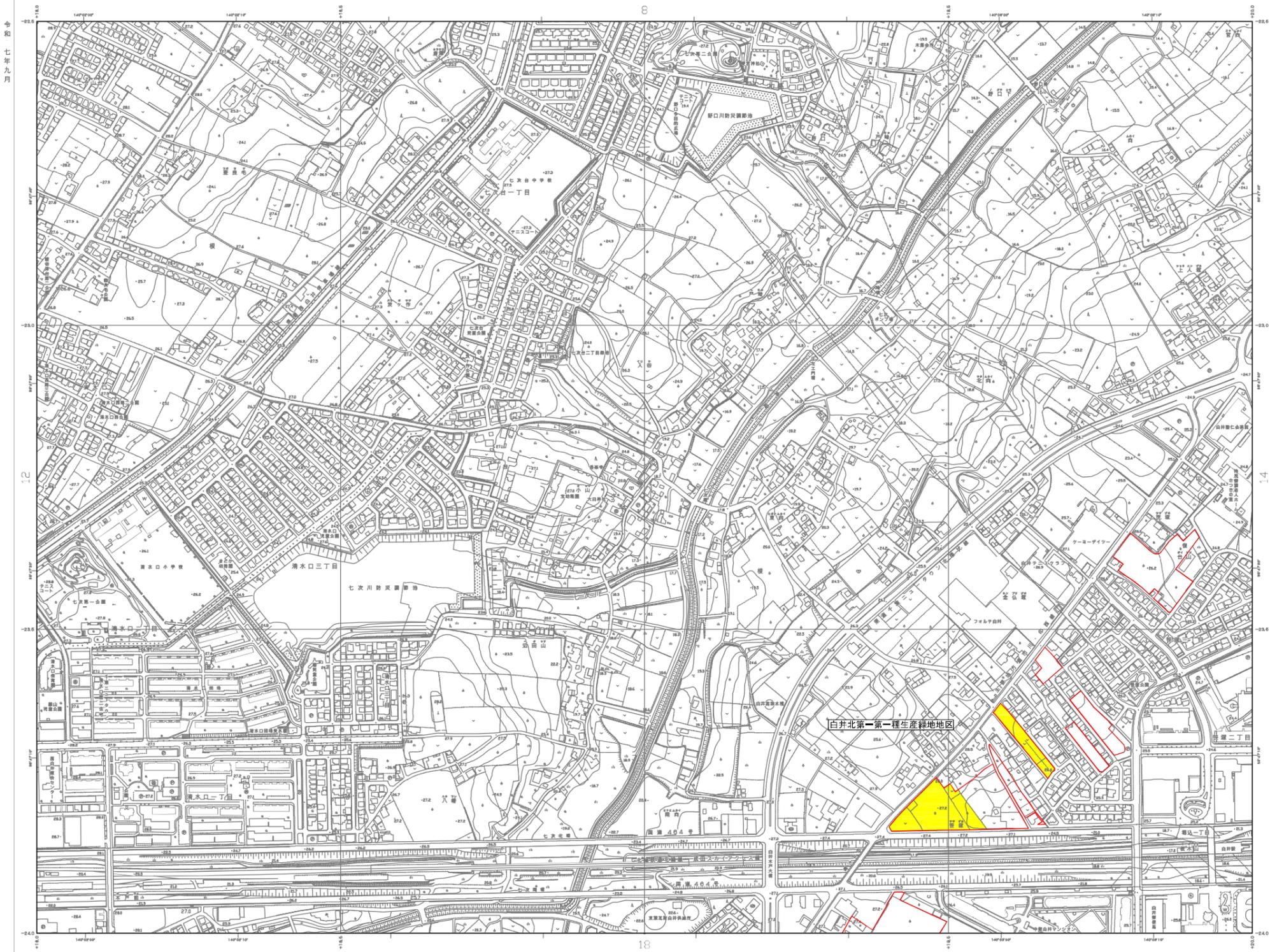
12 (IX-KE 74-3)

白井市都市計画基本図 13

1:2,500
13 (IX-KE 74-4)

凡例

- 既定区域 (Red outline)
- 廃止する区域 (Yellow fill)



13 (IX-KE 74-4)

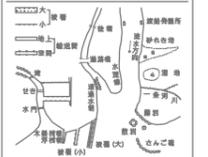


記号

△ 37.2	三角点	△ 37.2	三角点
● 12.24	水準点	● 12.24	水準点
▲ 42.3	多角点	▲ 42.3	多角点
▽ 35.6	十字交差点	▽ 35.6	十字交差点
○ 25.79	交差点	○ 25.79	交差点
○ 46.6	信号機	○ 46.6	信号機
○ 25.6	踏切	○ 25.6	踏切
○ 18.7	踏切	○ 18.7	踏切

—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路

—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路
—	普通道路	—	普通道路



本図は平成14年国土交通省告示第0号の規定による第IX区画系統図に準じて作成されたものである。図面に示してある境界線は、測量上の境界線であり、実際の境界線とは異なる場合がある。境界線の精度は、測量上の境界線の精度に準ずる。境界線の精度は、測量上の境界線の精度に準ずる。境界線の精度は、測量上の境界線の精度に準ずる。

平成17年測量	1. 平成22年12月測量	測量コース(06, 07, 08) (測量員: 〇)	平面図内測量線、境界線等 (JGD2011) による
平成20年測量	2. 平成25年10月測量		
平成30年測量	3. 平成28年12月測量		
令和0年測量	4. 平成30年7月測量		
	5. 令和2年2月測量		
	6. 令和2年7月測量		
	7. 令和4年12月測量		
	8. 令和5年7月測量		

測量コース(06, 07, 08) (測量員: 〇)



この図面は、国土交通省の告示に基づいて作成されたものである。
 (告示番号) 第20号 告示 第20号
 この図面は、国土交通省の告示に基づいて作成されたものである。
 (告示番号) 第20号 告示 第20号
 この図面は、国土交通省の告示に基づいて作成されたものである。
 (告示番号) 第20号 告示 第20号

計画機関 白井市
作業機関 株式会社バスコ

13 (IX-KE 74-4)

